

# 地震発生時の対応について

今後の地震発生時の児童の安全を確保するため、桜井市教育委員会から地震発生時の対応について（通知）を受け、桜井市で震度5弱以上の地震が発生した場合、下記のとおりに対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 在宅時（登校前）に発生した場合

- 学校からの指示があるまで「臨時休業」とします。登校させないでください。
- 登校日前日の休日に発生した場合は次の登校日は「臨時休業」とします。
- ※翌日からの登校については、緊急連絡用メールなどで、学校から連絡いたします。必ず学校からの連絡を受けてから登校してください。

### 2. 在校時に発生した場合

- すべての教育活動を中止し、児童を安全な場所に避難させます。
- 児童は学校で待機し、原則として「児童個人票・災害時引き渡しシート」にしたがい、保護者への引き渡しをおこないますので、児童を学校まで迎えに来てください。
- 保護者の方が迎えに来られるまで、児童は学校に待機させます。

### 3. 登下校時に発生した場合

- 安全な場所に一時避難し、学校もしくは自宅に近いほうに避難させてください。
- 保護者の方は、登下校中（通学路）の児童を確認しながら迎えにきてください。
- 帰宅した児童については、家庭にいることを学校に連絡してください。
- 学校に避難してきた児童は、保護者の方が迎えに来られるまで学校に待機させます。

### 4. その他

○震度4以下の地震が発生した場合、原則として通常通り授業を行いますが、ご家庭や通学路などの被害状況により、登校が困難な場合には、学校に連絡をしてください。

○お子様の「保護者への引き渡し」について、緊急連絡用メールの配信や電話連絡ができない状況も考えられますので、保護者の判断により学校に迎えにきてください。また、非常時には道路事情も危険を伴うことが考えられますので、十分ご注意くださいようお願いいたします。

（奈良県教育委員会：平成18年奈良県学校地震防災教育推進プラン参照）

※ 想定外の被害が発生した場合は、上記の限りではありません。臨機応変な対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 「児童個人票」の裏面に災害時引き渡しシートがあります。必要事項を記入いただき、担任に提出してください。これは災害時の保護者への引き渡しの際に使用いたします。